

# 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の 在り方検討会の設置について

環境省自然環境局野生生物課

## 1. 背景・目的

平成 29 年度に行った「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（通称「種の保存法」）改正では、希少野生動植物種の保全及び流通管理の適正化を図ることを目的とし、特定第二種国内希少野生動植物種制度の創設、認定希少種保全動植物園等制度の創設並びに国際希少野生動植物種の登録制度の強化及び特定国際種事業者の登録制度の創設等を行ったところであるが、その際の附則において施行から 5 年経過後に施行状況を検討し、必要な措置を講ずることとされた。これを受け、環境省では令和 5～6 年度に「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の施行状況評価会議」を開催し、同法の施行状況について検討・評価を行い、取り組むべき課題を取りまとめた。

上記を踏まえ、今後の課題解決の方向性について、より詳細な検討を行うため、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の在り方検討会」（以下、「検討会」という。）を設置する。

## 2. 検討事項

検討会は、次に掲げる事項を中心として、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に関する現状の課題解決の方向性や、今後の法律の在り方について、検討を行う。

- (1) 国内希少野生動植物の保全上の課題及び更なる保全の取組の推進に関すること
- (2) 国内／国際希少野生動植物の適切な譲渡し等の管理に関すること
- (3) その他絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関して必要な事項

## 3. 検討会の構成等

- (1) 検討会は、上記検討事項に関連する学識経験者等のうちから、自然環境局野生生物課長が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長をおき、検討委員の互選によってこれを定める。座長は検討会の議事運営にあたる。
- (3) 座長は、必要に応じて検討委員の中から座長代理を指名し、その職務を代理させることができる。
- (4) 座長が必要と認めるときは、検討会に検討委員以外の学識経験者、事業者や地方公共団体の関係者等の出席を求めることができる。
- (5) 検討会は原則公開で実施する。ただし、野生動植物の保全上支障があると認める場合は、座長の判断により検討会の全部又は一部を非公開とすることができる。

#### 4. 検討会の事務局

- (1) 検討会の事務局は、自然環境局野生生物課に置く。
- (2) 検討会の円滑な運営を支援するため、必要に応じて、事務の一部を外部機関に行わせることができる。

#### 5. 検討会の設置期間

- (1) 検討会の設置期間は、令和7年10月から令和8年6月までとし、検討委員の任期も同様とする。
- (2) (1)の期間終了時に座長が必要と認めるときは、検討会の設置期間を延長することができる。